

募集

市民提案型協働事業を募集

「市民提案型協働事業」とは、市民活動団体の皆さんから地域課題などの解決につながるような事業を提案していただき、団体と市が協働して事業に取り進むことで、より暮らしやすいまちを目指す事業です。皆さんの提案をお待ちしています。

市民活動団体が主体となり市と協働して事業を実施することで、地域課題などの解決につながることで、協働できる団体 次に掲げる要件を満たす団体

- 羽村市内で市民活動を行っている。
○協働事業を実施するために必要な数の会員が在籍している。
○組織などの運営に関する規約などがある。
○会計処理が適正に行われている。
○営利、宗教、政治、選挙活動を目的としていない。
○暴力団および暴力団関係者に該当する者が所属していない。
※協働事業は団体の自立性を考え、単年度事業とし、同じ事業を提案する場合は3か年を限度とします。

助成金 協働事業の実施にあたり予算の範囲内で助成（1事業につき上限25万円）
※必ず申込み前に地域振興課に相談してください。

申込み・問合せ 6月3日(月)～7月1日(月)に、必要書類を市役所東庁舎2階地域振興課市民活動センター係

芸術作品鑑賞教室 サポートボランティア募集

多摩地域のアーティスト約50人の現代アート作品を展示する「19thアートinはむら展」を、7月3日(水)からゆとりで行います。開催期間中、市内の小学校4年生を対象とした鑑賞教室を行います。子どもたちが楽しく安全に鑑賞できるよう無償でお手伝いいただき、「鑑賞教室サポートボランティア」を募集します。

応募資格 アートや教育に関心があり、次の日程で参加できる方

- ▼活動日 7月3日(水)～5日(金)と、7月10日(水)～12日(金)のうち、都合のつく日時
▼活動時間 ①午前8時40分～10時30分 ②午前10時20分～午後0時10分
のいずれか(1枠のみでも可)

▼活動内容 児童のグループに付き添い、一緒に作品を鑑賞しながら子どもたちの感想を引き出し、耳を傾けていただくような活動です。特別な知識や説明は必要ありません。

ボランティア説明会

日時 6月30日(日)午前10時～正午
会場 ゆとりろぎ2階学習室1
申込み・問合せ 6月27日(木)までに、電話または直接学校教育課指導係

2019年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集

選挙への関心を高め、明るい選挙の実現を呼びかけるポスターを募集します。
応募資格 小学生～高校生
画材 絵の具、ポスターカラーなど(紙や布を使用した貼り絵も可)
大きさ 四つ切り(542mm×382mm)、八つ切り(382mm×271mm)の画用紙
注意事項
①作品の裏右下に、「学校名・学年・氏名(ふりがな)」を記入してください。

リサちゃんといくちゃんの 分別クイズ!
<雨の日グッズのごみの分別わかるかな?の巻>
①長ぐつ ②ウインドブレーカー ③かさ
問合せ 生活環境課 204

生活支援家事ヘルパー、家事サポーター養成研修 受講生募集

高齢者の個別の生活ニーズや困りごとに応えるため、介護保険による清掃・洗濯・買い物・調理などの家事援助のみを提供する、訪問型の生活支援家事ヘルパー・家事サポーターを養成するための研修です。

家事ヘルパーは、市内の介護保険事業者が提供する訪問型サービスに従事できます。また、家事サポーターは、協力団体に登録して、訪問型家事サポーターサービスに従事できます。

養成研修日程

Table with 2 columns: 期日, 時間. Rows: 6月19日(水), 6月26日(水), 7月3日(水). Time: 午前9時30分～午後4時

※家事サポーター養成研修は6月19日(水)と、26日(水)の午前中です。

業者が提供する訪問型サービスに従事できます。また、家事サポーターは、協力団体に登録して、訪問型家事サポーターサービスに従事できます。

税金 固定資産税について

調査にご協力ください

○新(増)築された家屋の調査
今年中に新築・増築された家屋を対象に調査を行います。

この調査は家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためにあります。※車庫やサンルームなども課税の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせください。

○現地調査

適正な課税のため、年3回、市内全域を巡回し現地調査を行っています。

申告・届け出

○取壊し家屋(建物)の届け出

今年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合は、届け出をしてください。登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記・未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出
※取壊しの届け出がない場合、令和2年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

○住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、今年中に次の項目に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ◆住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合
◆住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合
◆住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合
◆住宅を事業用家屋に用途変更した場合

○申告用紙のダウンロード
税に関する各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

固定資産税の減額制度の申告期限は、改修工事が完了した日から3か月以内です。必要書類など、詳しくは問い合わせください(都市計画税は対象外)。

○住宅の省エネ改修工事

平成20年1月1日以前に建築された住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分(1戸当たり120㎡相当分まで)の3分の1を減額します。

○住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上経過した住宅で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分(1戸当たり120㎡相当分まで)を減額します。

○住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、工事完了の翌年度から固定資産税(1戸当たり120㎡相当分まで)を減額します。
※減額となる期間と割合は住宅の区分により異なります。詳しくは問い合わせください。

問合せ 課税課資産税係 204